



冬季死亡災害ゼロ100日運動通信

〔運動期間：令和4年11月21日～令和5年2月28日〕

令和5年
1月号



謹賀新年

「冬季死亡災害ゼロ100日運動」展開中！

明けましておめでとうございます。本年も労働安全衛生行政の推進にご理解・ご協力の程よろしくお願いたします。

令和4年の労働災害発生状況は、速報値(令和4年12月23日時点)で、177件となっており、死亡災害は2件となっています。令和4年は、1月2月に冬季特有災害が多発したこと、新型コロナウイルス感染症による労災が著しく増加したことにより、第13次労働災害防止計画の目標値である133件を大幅に上回る結果となりました。

令和5年は第14次労働災害防止計画の初年度となっており、また、多くの法令改正が予定されています。事業場の皆様におかれましては、今一度安全衛生管理体制を整備し、改正事項への対応をお願いします。

第14次労働災害防止計画の重点事項として計画されている事項

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

令和5年施行予定の事項

- (1) 化学物質管理体系の見直し(4月1日施行)
 - ・リスクアセスメント対象物ばく露濃度の低減措置
 - ・ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存
 - ・皮膚等障害化学物質への直接接触の防止
 - ・衛生委員会の付議事項の追加
 - ・がん等の遅発性疾病の把握強化
 - ・リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存
 - ・がん原生物質の作業記録の保存
- (2) 情報伝達の強化(4月1日施行)
 - ・SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新
 - ・化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化
 - ・注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大
- (3) 化学物質管理水準が良好な事業場の特別規制等適用除外(4月1日施行)
- (4) ばく露の程度が低い場合における健康障害の実施頻度の緩和(4月1日施行)
- (5) 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大(4月1日施行)
- (6) 金属アーク溶接等作業に係る呼吸用保護具のフィットテストの実施(4月1日施行)
- (7) 危険有害作業を請け負わせる一人親方等や同じ場所で作業を行う労働者以外の人への保護措置(4月1日施行)
- (8) 有資格者による建築物等の解体・改修工事に係る事前調査の実施義務化(10月1日着工の工事から)

労働災害発生状況(令和4年11月末日時点)

◆令和4年11月末現在の休業4日以上労働災害発生件数は164件で前年比+42件(+34.4%)となっています。

新型コロナウイルス感染症によるものを除くと、115件と前年同期比-7件となっています。

◆事故の型別では、転倒が35件で全体の21%を占めており、次いでははさまれ・巻き込まれが17件(10%)、墜落・転落が16件(10%)、となっています。

◆業種別では、製造業が32件で全体の20%を占めており、次いで運輸業が17件(うち死亡災害1件)(10%)、建設業17件(うち死亡災害1件)(10%)、商業11件(7%)となっています。

※事故の型別、業種別は新型コロナウイルス感染症によるものを除きます。

災害事例

《畜産業》 ○事故の型：はさまれ・巻き込まれ
 ○60代男性(経験年数16年) ○休業見込み：1週間
 ダンプトラックの荷台を上げた状態でダンプの清掃を行っていたところ、荷台が降下し、車体と荷台に身体の一部がはさまれたもの。
安全支柱や安全ブロック等を使用する等、荷台が不意に降下することによる危険を防止するための措置を講じること。

《建設業》
 ○事故の型：激突され
 ○50代男性(経験年数9年) ○休業見込み：2ヶ月
 側溝工事中、稼働中のバックホウに激突され負傷したもの。
接触防止措置(立入禁止又は誘導者の配置)を講じること。
警報装置、自動停止装置をバックホウへ設けること。



一関労働基準監督署



化学物質による労働災害防止のための新たな規制について②

運動通信12月号に続き、化学物質による労働災害防止のための新たな規制について改正内容を掲載します。
なお、詳細な内容については、各省令及び通達等を確認いただきますようお願いいたします。

ポイント2

化学物質管理の水準が一定以上の場合の個別規制の適用除外

2023(R5). 4. 1施行

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場については、当該認定に係る特別規則について個別規制の適用を除外し、当該特別規則の適用物質に係る管理を、事業者による自律的な管理(リスクアセスメントに基づく管理)に委ねることができることとする。

(1) 認定の主な要件

- ①認定を受けようとする事業場に、**専属の化学物質管理専門家が配置**され、当該事業場における次に掲げる事項を管理していること。
 - イ 特定化学物質に係るリスクアセスメント(労働安全衛生規則第34条の2の7第1項)の実施に関すること。
 - ロ イのリスクアセスメントの結果に基づく措置その他当該事業場における特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置の内容及びその実施に関すること。
- ②過去3年間に、各特別規則が適用される化学物質等による**死亡又は休業4日以上**の労働災害が発生していないこと。
- ③過去3年間に、各特別規則に基づき行われた**作業環境測定の結果が全て第一管理区分**であったこと。
- ④過去3年間に、各特別規則に基づき行われた**特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められる労働者がいなかった**こと。
(粉じん則については、じん肺健康診断の結果、新たにじん肺管理区分が管理2以上に決定された者又はじん肺管理区分が決定されていた者でより上位の区分に決定された者がいなかったこと。)
- ⑤過去3年間に、1回以上、リスクアセスメントの結果及び結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容(労働安全衛生規則第34条の2の8第1項第3号及び第4号)について、**当該事業場に属さない化学物質管理専門家**による評価を受け、当該評価の結果、当該事業場において特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置が適切に講じられていると認められること。
- ⑥過去3年間に、事業者が当該事業場について労働安全衛生法及びこれに基づく命令に違反していないこと。

(2) 認定の更新

- ・認定は、3年ごとにその**更新**を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこと。
- ・上記①から⑥までの規定は、認定の更新について**準用**すること。

(3) 参考事項

- ①所轄都道府県労働局長の認定は、事業者からの申請に基づき、特化則、有機則、鉛則又は粉じん則の**各省令ごと別々**に行い、当該認定に係る省令についての個別規制について適用除外とする。
- ②個別規制の適用除外について、特殊健康診断に係る規定及び保護具の使用に係る規定は**適用除外の対象とならない**。
- ③化学物質管理専門家の要件は**令和4年厚生労働大臣告示第274号及び第275号**で以下のように定められている(概要)。
 - ・労働衛生コンサルタント(試験区分が「労働衛生工学」であるものに限る)として「5年以上化学物質の管理に係る業務に従事した経験」又は「5年以上粉じんの管理に係る業務に従事した経験」を有するもの
 - ・衛生工学衛生管理者として8年以上の実務経験を有するもの
 - ・作業環境測定士として6年以上の実務経験を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了したもの
 - ・労働安全コンサルタント(試験区分が「化学」であるものに限る)として5年以上化学物質に係る安衛法第81条第1項(コンサルタント)の業務に従事した経験を有するもの
 - ・一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会が運用している「生涯研修制度」によるCIH労働衛生コンサルタントの称号の使用を許可されているもの(※CIH: Certified Industrial Hygiene Consultant)
 - ・公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会(IOHA)の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有するもの
 - ・公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されているもの
 - ・労働災害防止団体法第12条の衛生管理士(安衛法第83条第1項の労働衛生コンサルタント(試験区分が「労働衛生工学」であるものに限る。)に合格した者に限る。)に選任された者であって、5年以上労働災害防止団体法第11条第1項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有するもの

【担当者から】

明けましておめでとうございます。今年一年、無事故無災害を達成すべく、年間安全衛生活動計画の策定や目標の設定をお願いします。



令和4年厚生労働大臣告示

第274号

第275号

